

第二十八回国会 衆議院 商工委員会議録第十六号

昭和三十三年三月十二日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事阿左美廣治君 理事内田 常雄君

理事笹本 一雄君 理事島村 一郎君

理事長谷川四郎君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

大倉 三郎君 川野 芳満君

菅 太郎君 神田 博君

齋藤 憲三君 櫻内 義雄君

篠田 弘作君 首藤 新八君

福田 篤泰君 南 好雄君

村上 勇君 横井 太郎君

山手 満男君 佐竹 新市君

田中 武夫君 帆足 計君

水谷長三郎君

出席閣務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員

通商産業 小笠 公昭君

政務次官 齋藤 正年君

通商産業事務官 (大臣官房長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

通商産業事務官 (通商局長) 松尾 泰一郎君

三月十一日

發明考案者にパツジ交付の請願(大野市郎君紹介)(第一八〇五号)

小売商業特別措置法制定反対に関する請願外五件(小山亮君紹介)(第一八〇七号)

同外十三件(下平正一君紹介)(第一八〇八号)

同(横路節雄君紹介)(第一八〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

企業合理化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

日本貿易振興会法案(内閣提出第八八号)

合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

○小平委員長 これより会議を開きます。

合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審議を進めます。

質疑に入ります。通告があります。これを許します。笹本一雄君。

○笹本委員 私は合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案について、二、三質問をいたしたいと思っております。

まず第一には、日本合成ゴム株式会社は、昨年の十二月設立されたのであります。

りますが、その設立の経緯並びに最近の状況はどうなっているか、これを簡単にまず説明を伺いたいと思っております。

○森警政府委員 合成ゴム育成の特別措置法が、昨年の通常国会で制定されましたから、政府としては、その会社設立にいろいろ力を尽して参つたのであります。昨年の七月上旬に、大体今後の会社設立及び運営の中心人物になるであろうと思われるような方に対して、通産大臣から委嘱をいたし、設立委員といいますが、そういうことで、お仕事を始めていただくことになったのであります。その後、事務的な、あるいは技術的な検討をいろいろやりまして、会社の事業計画あるいは資金計画というものの研究に、相当時間を費したのであります。また、一方この会社は、中小ゴム業者の出資も広範囲に集めようという意向がありましたので、そういう出資の勧誘もやっていたのでございますが、大体事業計画についてのめどがつかしましたのが十月の下旬でございます。そこで、第一回の発起人会を開催いたしました。その事業計画の公式の審議をやることにしたのであります。その後、これが大体発起人会で承認されましたので、法律に基きまして、事業計画の承認申請を政府にこの会社から出しまして、それが認められたのが十一月の中旬でございます。ここで、現在の日本合成ゴム株式会社は、合成ゴム事業の特別措置法による会社ということになったわけでございます。このように

いたしましたして、十二月の十日に創立総会を開催して、会社が正式にできたのでございます。

その後、会社としましては、まず工場敷地の選定に努力するとともに、技術提携の相手方の発見及びそれとの交渉に全力を尽して参つたのであります。これもほぼ見通しがつきました。

技術提携の契約は、三社とやることになっておりますが、その認可申請書を二月の二十日ごろに政府に提出しました。これは三月中に認可される見込みであります。また、一方工場敷地も、先日、四日市のある地点に決定いたしました。

このようなわけで、今後は機械の設計あるいは用地の地ならし、整地等に作業が進んでいくわけでございます。大体六月、七月ごろに、その設計に基きまして機械の発注が行われまして、来年の九月にその機械の据付が完了し、十月から操業が開始されるというふうに考えております。

大体、資金につきましても、全体の建設資金は百五十億円程度でございますが、このうち二十五億円は出資でまかなう。これは来年度中に調達を完了すると思っております。そのほか開銀から別に融資をしていただくことになっておりますが、これが二十五億円程度というわけです。この百五十億円の建設費のおよそ半分の七十億円を、昭和三十三年度において支出することになっております。従って、その調達先としては、先ほど申しました出資の二十五

億円、開銀融資の二十五億円から三十億円、残りの二十五億円から三十億円程度は市中から融資を受けるという計画にして進んでおるわけでございまして、発足当時、いろいろ非常に広範に業界に呼びかけたりした関係上、少し出発点ではおくれた感じがいたしました。現在では順調に進んでおりますので、今後ともこの育成については、お力添えをいただきたいと思っております。

○笹本委員 次に伺いたいのは、今度の法律の題名変更については、現行法の趣旨は、合成ゴムを製造する事業者のうち、その事業計画について通商産業大臣の承認を受けた会社に対して、日本開発銀行が出資することになっているのであります。その法文の建前では、対象となるべき会社は、複数制がとられているのでありますけれども、現実には、この法律によって日本合成ゴム株式会社一社が設立を承認され、このことに伴って、題名も「合成ゴム製造事業特別措置法」を「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」と改めようとするのであります。当初、複数会社制をとっていたながら、直ちに単独会社制に切りかえることは、業界において何らの影響を与えないものかどうか。本法制定の当時、業界においていろいろ問題がありました。法案提出までには、かなり難航したと思うのであります。が、今回の改正案を提出することになって、同様な問題、つまり一会社にのみ育成措置を講ずることを明確に打

たしております。従って、その調達先としては、先ほど申しました出資の二十五

億円、開銀融資の二十五億円から三十

億円、残りの二十五億円から三十億

円程度は市中から融資を受けるという計

画にして進んでおるわけでございまし

て、発足当時、いろいろ非常に広範に

業界に呼びかけたりした関係上、少し

出発点ではおくれた感じがいたしまし

た。現在では順調に進んでおります

ので、今後ともこの育成については、

お力添えをいただきたいと思ってい

ます。次に伺いたいのは、今度の法

ち出すことは、他の合成ゴム製造事業会社に対して、片手落ちな処置にならないかどうか。日本合成ゴム株式会社以外の合成ゴム製造事業会社に対しては、他の方法によっていろいろと育成措置はとられていると思いますが、どのような考慮を払われているのか、その点をあわせて御答弁願いたいと思ひます。

○森(警)政府委員 現在の合成ゴム製造事業特別措置法の御審議を願ひましたときに、今後の日本のゴムの需給、ひいては合成ゴムの需給ということについて、いろいろ御検討願つたわけでございます。合成ゴムの製造は、いわゆる装置工業と申しますか、近代的な技術を用いて製造するものでありますので、非常に設備に資金を食うわけでありまして、従つて、小規模のものをばつばつ作るということでは、国際水準に達した製品ができないということになるわけでございます。ところで、今後数年先の日本の合成ゴムの需要は、おおむね四万五千トン——これは普通の合成ゴムであります。これが四万五千トン程度ということになっておりますが、これは一社でやる程度の数量でございます。その中で、そういう通常の天然ゴムとほぼ同様の性質を持っております合成ゴムは、大体一社でやるといふ結論が技術的に出ておつたわけでございます。イギリスでもドイツでもイタリアでも、需要量がその程度の国では、大体一社で、国策会社のものを作りましてやらしておるのでございます。このようになつておるのでございまして、法律の建前は、一応事業計画の承認を受けた会社は、どの会社も、何社でも、開銀の出資を受けられるという建前になつてお

りますが、現実の運用の、問題解決の方法としましては、一社がその事業計画の承認を受け、開銀の出資を受けるということが予想されていたのでございます。

ただ、以上申し上げましたのは、天然ゴムとは同様の性質を有する特殊の合成ゴムについての話であります。が、ストレッチを非常にたくさん含有いたしましたゴム、あるいはアクリル系の成分を多分に含んだもの、そういうものにつきましては、少量の生産単位でも、一応企業化できるといふので、別に企業体を政府としては認め、その技術導入について認可を与える別の会社、現在育成されつつあるわけでございます。しかしながら、両者の分野は、それぞれ別のものでございまして、両者相摩擦を起すことなく現在進んでおります。将来も、そのようになつて存じております。

大体そのようなわけでございます。天然ゴムと同様の性質を持つ合成ゴムにつきましては、一社で当分やつていけるというので、日本合成ゴム株式会社というものを、合成ゴム製造事業助成の法律の対象として限定してもよろしい段階であるといふふうに判断をいたしましたので、法律の題名も変更して、こういう特殊な一社を掲げるといふことになつたのでございませぬ。

○笹本委員 そうすると、問題はなわけですね。
○森(警)政府委員 さようでございます。○笹本委員 法律制定後一年たたないのに、このような題名変更を行うのであつたならば、当初から、はっきりと

単独会社法として明確にしておいた方が、よかつたのではないかと、そういうふうに感ずるのであります。何かすつきりしないようなものを感ずるのであります。それが、それはさておきまして、すでに設立された会社に対して、特殊会社法を制定してその対象とすること、今まであまり聞いておられないのであります。こういう例がほかにもありましたら、どうかそれを一つ聞かしてもらいたい。

○森(警)政府委員 現在の法律では、その助成の対象を一つに限定していな、いわゆる先生の今おっしゃいます復数制の形をとつておるのでございませぬ。これはいわゆる特殊会社、たとえば電源開発株式会社とか、あるいは石油資源開発株式会社とか、あるいはふりな特殊会社としての合成ゴム会社を育成していろいろ考えは、当初はなかつたわけでありませぬ。開銀の出資という形をとりましたので、いわゆる百パーセントの特殊会社ではない形で、合成ゴムについての製造業者を育成していろいろ考えがあつたわけでございます。そのほか、当時は予算の関係でも、実は本年度の予算が一応きまつた後にこの法律が出たといふような格好で、予算では政府出資という道は、もうすでに開かれていなくなつたものでございませぬ。そういうようなわけ、いわゆる特殊会社の形をとつた合成ゴム会社を、初めからこの法律で打ち出すといふことはいたさなかつたのでございませぬ。しかしながら、その後、いろいろ各方面の意見によりまして、出発はそれでも差しかへはないが、しかし、近いうちにこれを政府出資の形に切りかえなければならぬとい

うふうなことがいわれまして、それをもつともだと思ひまして、実は現在の法律の付則に、そういう趣旨のことを書いてあるわけでございます。この付則に基きまして今回の改正法案を出し、御審議を願ふことになつたのでございませぬ。初めは一応民間会社のような形で出発して、それが途中で政府出資の形に切りかわつてくるという事例は、非常に例が少いのでございませぬ。ただ私たちの承知いたしておりますのは、昭和十二年に制定されまして、現在なお効力を持つておられます日南産業株式会社に関する法令というものがあつたが、それらにおいては、純然たる民間会社と特契しまして、これに政府出資を行なつております。このような法令もあつたので、過去の法律によつて、政府の監督を受けているような会社を十分運用して、これを政府出資の対象とすることも、実行論としてはおかしくないといふふうに考えまして、今回のような改正案を作つたような次第でございます。実例がないというわけでもございませぬので、よろしくお認めを願ひたいと思ひます。

○笹本委員 次に、政府出資の切りかへ方法についてであります。今お話をいたしましたように、日本開発銀行は、現在二億五千万円の出資を行なつておるわけでありませぬ。提案理由の説明によりまして、日本開発銀行が十億円全部の出資を完了してから、政府出資に切りかえることになつております。その開銀の出資完了の時期は、いつごろの予定であるか。また、政府の昭和三十三年度の予算案によりまして、産業投資特別会計に十億円を計上してお

るのであります。そこで、開銀の出資の十億円を買い取る措置が講じられているのであります。何ゆえに予算案に計上しなかつたか。直ちに政府出資に切りかえず、開銀出資の完了を待つてから切りかえるという回りくどいようなやり方は、どうしてこういうふうなことをとつたか。開銀が三十三年度に出資を完了するに必要な資金は、どこに計上してあるのか。私の了解によれば、開銀は手持ち資金によつて出資を完了し、その後政府予算による出資に切りかえることになると、その間は政府資金のたな上げと同じ結果になるかと思ひます。開銀出資の完了が今年度末にでもなれば、他に使えるはずの開銀の資金が、使えないことになつたのではないかと思ひます。その点について、そういう心配があるかないか、御意見を聞きたい。

○森(警)政府委員 最初に御質問のありました、開銀の出資を政府出資に切りかえるのは、いつの時期かということでございます。これは今度の改正案では、一応来年度中のある時期を政令でもつてきめるといふ形になつております。実際の問題といたしましては、開銀から大体十億の出資がなされてしまつた時期といふふうに考えております。開銀の出資が終了いたしますのは、民間出資の進行、あるいは工場建設の進行ということによつてきまるのでございませぬ。民間出資の進行は、また一般の金融情勢によつても、相当大きい影響を受けるのでありまして、簡単に予断はできませんが、われわれの希望といたしましては、一応本年の十二月ごろまでに政府出資に切りかえ

をいたしたいといふふうに考えておる

のでございます。十二月までに開銀の出資を完了して、来年の一月中ぐらには、完全に政府出資になっているようにいたしたいという希望を持っております。

それから次に、開銀出資の十億を全部やってから後に、政府出資に切りかえるというの、まどうかしいのではなにかというお尋ねでございましたが、現在の予算の形といたしましては、産投会計の投資先としまして開銀銀行というものをあげまして、そこに十億円が計上され、これは開銀出資を政府出資に切りかえるためのものだという説明がついております。そういう形式をとっておりますから、直ちに開銀出資を全部終了後に政府出資に切りかえなければならないというところは、言い切れないかと思っております。これは形式的な説明でありまして、実質的な説明といたしましては、一体この改正法が施行されるまでに、民間の出資、ひいては開銀の出資がどの程度まで終了してあるであろうかということが的確にかかめなことが、一番実質的な原因だと思っております。その改正法施行までに、開銀出資がどのくらい行われておるだろうかということがわからないために、政府出資をどのくらいやらなければならないのであろうかということが、はつきり予測できないということ、予算計上の技術としても、先ほど申し上げましたような形式になっていると思っております。

それから、もう一つの実質的な事情といたしましては、やはり政府資金の出資をいたすからには相当厳重な審査をしなければならぬ。現在、開銀として、合成ゴム会社については、出資の適

否につきましても、相当慎重な審査をやつて参っております。これが、もし政府出資にかかりますと、政府機関でそういう審査をしなければならぬということ、非常に次の出資までに手間がかかるということがある。合成ゴム会社の出資は、迅速に終了したいと考えております。建設前からのいまして、開銀が続けて出資する方が、円滑に出資ができて望ましいというふうな考えで、現在のよりな形をとつた次第であります。

○笹本委員 今の説明を聞きますと、広くゴム業界からも民間出資をもつてやり、また十二月ごろまでに出資の完了ができるというふうなお話でありました。ゴム業界は、非常に不況のようでありまして、これに対して、予定通り民間出資はできるかというふうな点について、見通しはいいかありますか。

○森(警)政府委員 これは金融界全般、工業界全般の今後の推移についての見通しになってくると思うのであります。なかなかむずかしい問題であります。これは、だんだん金融も緩和されてくる方向に向うものとわれわれは考えております。しかしながら、現在、年内に必ずこの出資が完了でき、ゴム業界が十分その資金をもち得るに至るであろうということを断言することは、尚早であらうと思っております。われわれとしては、そういう希望が実現できるように、できるだけ業界を援助し、努力をいたしたいというふうに考えております。

○笹本委員 これは今のお話で、敷地もきまされた。特許の問題も話し合ひがついた。それで工事に掛かるわけであり

ますが、それから製品が出るのは、大よそいつ時分の見通しでありますか。

○森(警)政府委員 来年の九月に機械設備の据付を完了して、十月から運転を開始するといふ考え方であります。そのときには、製品の保証も同時に取り付けておきますので、運転が開始されます。短期間に所定のものが出てくるというふうには私達は考えております。

○笹本委員 この合成ゴムの問題は、数年前から、民間においても、また政府においても、これに対して関心を持ってやってきましたのであります。よく切つたわけです。ところが、今、ゴム業界の方は、あまり景気がよくないというふうなことで、今、局長のお話では、民間投資の上においても、それを予定通りやらせるつもりだと言っております。なかなか今の状態では、むずかしいのじゃないかと思われるのであります。しかし、この合成ゴムというものは、世界各国でもやっております。せつかく政府がここまで力を入れて踏み切つたのでありますから、これに対して、政府は強力な育成をして、そして一日も早くこの製品の出るようになり、特にこれを助長するようにならざることを要望しまして、私の質問を終ります。

○小平委員長 松平忠久君。

○松平委員 合成ゴムに関する法律の改正案につきまして、関連しまして一、二点お伺いしたいと思つております。大体天然ゴムと合成ゴムとの関係について、まずお伺いしたいのですが、

世界的傾向として、天然ゴムが漸次後退して、合成ゴムの進出を今日まで見てきておるわけでありまして、そこで、各国の事情にもよるけれども、ドイツのごとき、あるいはアメリカもそうでありまして、合成ゴムが比較的多く使用されておるような行き方をとつておる国と、そうでなく、天然ゴムを育成しなくてはならぬ、保護を与えなければならぬという立場にある国とは、おのずから、どこに調整点を置くかということが、違つたらうと思つております。日本としては、将来、東南アジアの貿易というものを考慮に入れながら、なおかつ、日本における合成ゴムの伸張をはかつていかなければならぬ。このふうな立場にありまして、近い将来におきまして、どういふところに目標を置いていくかということが、この法律を作るとき並びに今後これを運営していくときの、一つの目安になるかと思つております。御承知のように、東南アジア各国におきましては、このゴムの値下りということが、非常に購買力を減らすということが、非常で、時と場合によつては、日本はそれらの国のゴムを買つてやらなくてはならぬという立場に立たされることがあるものであります。そこで、政府としては、一体どの程度のこの合成ゴムの発達というものを予想しておられるのかということ、まず最初に伺つておきたいと思つております。

○森(警)政府委員 合成ゴムが一番広範に使われておりますのは、アメリカでございます。ここでは、ゴムの全体の消費量のうちの六割くらいが合成ゴムであります。そのほかの世界の文明国の傾向としては、大体三割程度

が、ゴム全体の需要の中に占める割合であります。日本の場合も、現在通産省で想定いたしております合成ゴムの需要の今後の伸びといたしましては、昭和三十二年度は、全体のゴムの需要量が十四万トンばかりでございますが、そのうち合成ゴムが一万四千トン程度で、大体一割ちよつと欠ける程度ですが、昭和三十七年になりますと、全体のゴムの需要量が、これは概略の数字であります。二十万トンで、これに對しまして六万六千トン程度の需要があると思つております。すなわち大体三割ちよつとこえる程度の比率ということになるのであります。この程度の合成ゴムの使用をいたさない、世界の工業水準からおくれをとるといふことにならうかと考えております。ちよつと昭和三十七年に、日本の合成ゴムの生産量が、われわれが第一次の目標といたしております四万五千トンになるというふうなことを考えております。この四万五千トンと申しましたのは、合成ゴムのきわめて普通の品質を持つておるものでございまして、いわゆる特殊合成ゴムは、そのほか二万トンばかりあるわけでございます。合成ゴム会社で今後作らせていこうといたしております普通品質の合成ゴムにつきましては、昭和三十七年におきまして四万五千トン程度のものを作らせようというふうなことを考えておるのでございまして。

○松平委員 通産大臣にお伺いしたいと思つております。これは日本と東南アジアの貿易に関連してきておると思つております。私は、現在かなりゴムが中共へ入つておる、このふうな思つておるわけでありまして、従つて、東南ア

が、ゴム全体の需要の中に占める割合であります。日本の場合も、現在通産省で想定いたしております合成ゴムの需要の今後の伸びといたしましては、昭和三十二年度は、全体のゴムの需要量が十四万トンばかりでございますが、そのうち合成ゴムが一万四千トン程度で、大体一割ちよつと欠ける程度ですが、昭和三十七年になりますと、全体のゴムの需要量が、これは概略の数字であります。二十万トンで、これに對しまして六万六千トン程度の需要があると思つております。すなわち大体三割ちよつとこえる程度の比率ということになるのであります。この程度の合成ゴムの使用をいたさない、世界の工業水準からおくれをとるといふことにならうかと考えております。ちよつと昭和三十七年に、日本の合成ゴムの生産量が、われわれが第一次の目標といたしております四万五千トンになるというふうなことを考えております。この四万五千トンと申しましたのは、合成ゴムのきわめて普通の品質を持つておるものでございまして、いわゆる特殊合成ゴムは、そのほか二万トンばかりあるわけでございます。合成ゴム会社で今後作らせていこうといたしております普通品質の合成ゴムにつきましては、昭和三十七年におきまして四万五千トン程度のものを作らせようというふうなことを考えておるのでございまして。

ジャアが、ゴムもしくは米というよりなものを通じて、将来中共の経済と密接になつていくような傾向があると思つておられます。そこで、日本としては、ゴムのほかに、その他の物資にいたしまして、東南アジアからの買付が減つてくるといふことになると、貿易は伸びないわけであつて、そこでゴムも減つてくる、米のようなものも減つてくると思つておられます。そういういたしますと、将来東南アジアからの輸入物資というものについて、この考え方を、どういふところに置いていかれるのか。これは、もちろん経済開発というよりなものと関連して、通商当局に一つの御構想というものがあつかうか、これをあわせてこの機会に伺つておきたいと思つておられます。

○前尾國務大臣 ゴムにつきましては、中共には実はあまり出ておらぬのであります。しかし、将来を考えると、これはやらなければならぬと思つておられます。ただ合成ゴムは、天然ゴムの足らぬところを補う、ただいまの現状におきましては、そういう考え方でいっておるわけですが、また、今後の東南アジア、中近東その他の貿易を考えますと、お話し通り、農産物の輸入というものが、だんだん減つてくると思つておられます。これはやはり鉄鉱石なり、あるいは石油資源の開発というのをやつて、鉱物資源を極力入れるという考え方でいかなければならぬというふうな考へておられます。石油資源の開発というところは、これは御承知のようにインドネシア等におきまして、今後そういう点で考へていかなければならぬと思つておられます。中近東におきましても、

鉱物資源の開発、インドにつきましても、同様な考へ方を持つておられます。○松平委員 次に、具体的な問題について、法律案についてお伺いしたいと思つておられますが、昨年この法律案を提案されたときの提案理由の中に、政府の持株は、数年後には採算ベースが合つておつて、数年後にそれを予定しに放出する、こういうふうなことを、提案理由の中に説明されておられるのであります。そこで、数年後にそれを予定しておるといふのでありますけれども、先ほどもこの点については若干触れたように、今の政府の考へ方は、数年後になると、これは採算がとれて、果して民間に政府の株を処分するといふことになるとはどうか。今のゴムの見直しから考へて、その点は、一体どういふふうな考へておられるか。去年の実情と、今年はかなり違つておられると思つておられますが、二、三年後の模様を、どういふ見直しを持つておられるのか、お伺いしたい。

○森(警)政府委員 合成ゴム会社の今後の営業成績、そういうものについて考へてみますと、基本的な事実として、先ほどもお話しがございましたが、天然ゴムは、今後だんだん足りなくなるといふことで、合成ゴムの需要が落ちるといふことは、まずあるまいという前提に立つて考へておられます。そこで、操業開始後といふから、来年の暮くらいですか、操業開始後四年目くらいから若干の黒字に転ずる、そういうふうな計算に一応なつておられます。つまり、この会社が年間四万五千トンの生産を行うようになりま

と、黒字になるわけでありませう。そして黒字の第一年度は、従来の繰り越しの赤字を整理する。五年目から配当開始といふことになるわけでございますから、おおむね昭和三十八年の暮れから三十九年ごろにかけて、大体配当が可能であらうと思つておられます。そういうと、この会社の株券は相当な市価が出ますので、そのときに政府がこの株を処分するといふことにならうかと存じます。

○松平委員 大体操業後四年という目標を立てておられるのであります。が、今の御答弁にもありましたが、天然ゴムの補うという性格のものである、こういうことであつたわけですが、今の天然ゴムの実情は、どういふふうな実情にあるのか。すなわち、アメリカのような大口消費国が、すでに天然ゴムから切りかえて、六割も合成ゴムになつておるといふふうな実情であるためもありましようと思つておられます。ゴムが非常に値下りをしてきて、一時キログラム当り五百円くらいしたものが、最近では二百二十円というふうな都合に、非常に低落の傾向があるといふことになりますと、天然ゴムの補うといふために作つたといわれるけれども、そうではなくて、むしろ天然ゴムと競争しているような格好で、天然ゴムの圧迫しているのだといふふうにも見えるわけですが、今のお考えだと、非常に樂觀的なように私には聞かれます。聞くところによると、大体一キログラム二百二十円とか二百五十円とかいふことを、合成ゴムについては一応基準として予定されておるようだけれども、今の状態をいくと、キログラム当り二百二十円ということになると、こ

れは採算上そんなにうまくいくかどうか。四年後に黒字になるというふうなことになるのかどうか。私は天然ゴムの現在の実情からいふと、その樂觀論は、少し理由に乏しい、こういうふうな思つておられますが、この点は、一体どういふふうにお考へになつておられますか。

○森(警)政府委員 私の方も、最近の天然ゴムの価格の推移をよく見ておられます。今お話のありましたような五百円をこえるといふのは、これは非常に高い時代であらうかと存じます。大体昭和三十一年から三十二年の平均的な価格をとつてみますと、やはりキログラム当り二百三十円から二百三十五円程度のものでございます。一方合成ゴムの方も、アメリカからのCIF価格をとつてみますと、二百十四円から二百十六円とかいふ、ちよつと二百二十円に欠けておるところでございますが、これが工場着の価格になりますと、やはり二百二十円をこえるという状態にならうと思つておられます。従つて、現在われわれが合成ゴム会社で作らした製品を、一応工場原価で、これは営業費も入つておられますが、大体キログラム二百二十円といふふうな想定して、消費者渡し価格が二百二十五円といふふうな想定しておられますが、そういう計算で、ただいま申し上げましたような經理の黒字になる時期が来ると申し上げたのでございます。従つてキログラム当り大体二百二十円前後で想定しておきますれば、今後、海外のゴムの市場価格の変動、あるいは外国の合成ゴム価格の変動が若干ありましても、大体それには耐えていけるといふふうにお考へておられます。

それから、もう一つ考へられることは、そういう世界的な大きな変動がないといふことを考へてみると、やはりあそこを開発するには、ゴムか何かで外貨を獲得しなければならぬといふこともありまして、結局、合成ゴムに対抗するために、むしろ値段をだんだん下げてくる、つまり、二百二十円を二百四十円にまで上げていくという可能性はないとはいへない。私はそういうふうな國が出てきませぬか。ことに独立をいたしましたマラヤにしても、あるいはその他のいわゆる新興國家にしても、自分の國の経済開発を考へていって、その工業化といふことを進めていくためには、どうしても外貨を獲得しなければならぬので、しかも、その傾向が、何と申しますか、やや社会主義國家的な傾向というものが帯びてきていると思つておられます。セイロンにいたしましては、そういういたしましては、資本主義経済の今までの実情とは、やや違つた形が行われるのではなからうか。つまり、合成ゴムと競争するた

向がないでもない、こういうふうな思つておられます。従つて、この会社がざりぎりの織、二百円台といふふうなことに、今想定しておられますが、果し

て黒字になるわけでありませう。そして黒字の第一年度は、従来の繰り越しの赤字を整理する。五年目から配当開始といふことになるわけでございますから、おおむね昭和三十八年の暮れから三十九年ごろにかけて、大体配当が可能であらうと思つておられます。そういうと、この会社の株券は相当な市価が出ますので、そのときに政府がこの株を処分するといふことにならうかと存じます。

○松平委員 大体操業後四年という目標を立てておられるのであります。が、今の御答弁にもありましたが、天然ゴムの補うという性格のものである、こういうことであつたわけですが、今の天然ゴムの実情は、どういふふうな実情にあるのか。すなわち、アメリカのような大口消費国が、すでに天然ゴムから切りかえて、六割も合成ゴムになつておるといふふうな実情であるためもありましようと思つておられます。ゴムが非常に値下りをしてきて、一時キログラム当り五百円くらいしたものが、最近では二百二十円というふうな都合に、非常に低落の傾向があるといふことになりますと、天然ゴムの補うといふために作つたといわれるけれども、そうではなくて、むしろ天然ゴムと競争しているような格好で、天然ゴムの圧迫しているのだといふふうにも見えるわけですが、今のお考えだと、非常に樂觀的なように私には聞かれます。聞くところによると、大体一キログラム二百二十円とか二百五十円とかいふことを、合成ゴムについては一応基準として予定されておるようだけれども、今の状態をいくと、キログラム当り二百二十円ということになると、こ

れは採算上そんなにうまくいくかどうか。四年後に黒字になるというふうなことになるのかどうか。私は天然ゴムの現在の実情からいふと、その樂觀論は、少し理由に乏しい、こういうふうな思つておられますが、この点は、一体どういふふうにお考へになつておられますか。

てそれでいかどか。百五十億といふより大きな資本を投じてやる事業であります。これを投じて、結局天然ゴムとの間に非常な競争が起るという事になってきて、そうして操業四年後に、政府が予定されておるような、民間に株を放出できるように、そういう配当ができるというふうな考へ方は、私は少し樂觀に過ぎるのじゃないか、こゝろ思ふのです。これは国家的な事業でありますから、私はこれに反対しているのじゃありませんが、やはりもう少し力を入れてやらなければならぬ。少くも時代が、長く続けばせぬかというふうには私は思つておるので、今のような質問をしたわけです。それに対する見解を承りまして、この質問を終りたいと思ひます。

○(警)政府委員 お話のように、ゴムの生産地になっておられます東南アジアが、外貨獲得のためにゴムの増産に努力をするであろうという御推測は、まことにごもっともであると思ひます。しかしながら、一方私どもの方で調査いたしましたところによりますと、世界ゴム研究会——これは世界の各国が協力して調査、研究いたしておるものであります。その調査によりますと、一九五六年から一九六〇年の五年の間に、世界の天然ゴムの生産量の増加は、わずかに二・二%ということになっております。これは何故原因しておるのだから、私どもの方でも、完全な答えは出ませんが、しかし、考えますに、これは当地の政情不安で、なかなか資本の投下が行われないのじゃないかという事が考えられるのであります。そうして、もしかりに、そういう事情が解消いたしましたして、外国資

本がそこに入つて参つて、大いに植林をやりましたところで、それが製品を出すようになるには、数年かかる。何年か先のことになるという事で、この当分は、世界における天然ゴムの増産はあまり期待できない。むしろ、国が援助をいたしまして合成ゴムを国産しようというのには、天然ゴムの供給不足のために、日本の工業界が非常に困る時期がくるのではないかと、心配からいたしたのでございますけれども、やはりそういうふうな前提的な事情は、当分は変わらないのじゃないかというふうな考へております。しかしながら、御指摘の点は、まことにごもっともでございます。われわれとしても、そういう点についての研究と対策を常に怠らないように、あまり樂觀的な考へを持ってはいたいたではないかというふうな考へております。

○小平委員長 これにて質疑を終局いたしました。

引き続き討論に入るわけでありまして、別に討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔議員起立〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よつて、合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本先に賛成の諸君の起立を求めます。

○小平委員長 次に、企業合理化促進法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案については、他に質疑はないものと認めます。これにて質疑は終局いたしました。

引き続き討論に入るわけでありまして、別に討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔議員起立〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よつて、企業合理化促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本先に賛成の諸君の起立を求めます。

○帆足委員 貿易振興のことと連関いたしました。数日前に中国との第四次協定の使節が帰つて参りましたので、二、三商工大臣の御見解をただしておきたいと思ひます。

第四次日中貿易協定の中で、政治問題になつておきます点は、通商代表部の待遇の問題等でございますから、これにつきまして、政府側の善処を期待いたしました。深くはお尋ねいたしません。当委員会といたしましての関心事は、中国の第二次五カ年計画に対応する日本側の、特に輸入計画の問題であらうと思ひます。先日、関係業界の代表を当委員会に招致いたしました。参考人として、いろいろ有益な業界の実情を伺つたのですが、ちょうどそのときに、大臣は御在席でなかつたと思ひます。重ねてお尋ねいたしますが、中国と日本との貿易の隘路は、輸出の側で今残つておりますのは、何といつてもコムの解除の問題だと思つております。私は、この問題につきまして、以前チソムの解除のときにも、もうすでに後手になっておりました。そして日本より関係の薄い英国が解除して後にわれわれが動いた。指紋問題では、一番強硬であつたアメリカの國務省の方が先に解決してしまつて、そしてまたそのあとからついていく。まことに謙讓の美德にも、ほどがあると思つております。アメリカの外交委員会の論議を見ましても、コムというものは、あれは十年前の國際情勢が生んだものであつて、今日、原料が豊富で、重工業の建設は鉄鋼五千万トンに近づいておるといふソ連の生産力、技術においても、人工衛星を生み出すような

状況になつておる国に対して、そういう幼稚な經濟封鎖の対策でいこうという事は、結局自縛自縛で、アメリカの原料の豊富な自給自足のできる国はいいでなければ、日本のように原料の乏しい国が、そういうおつき合ひをして、一休持ちこたえられるものかどうか。最近、いよいよ景気が行き詰まつて、これが不景気の始まりだといわれて、みんな心配して居るわけですから、こゝろ重要なときに、他国の政治的おつき合ひをして、經濟的実利まで捨つてしまふということについては、私は、やがて総選挙になつて、國民の声を前にして討論してみれば、國民の意思がどちらにあるかということはおのずから明らかになると思つておるのですが、通産大臣は、このコム解除について、どういふ心境をお持ちになつておられるか、まずこれを伺ひたいと思ひます。

○前尾國務大臣 コムにつきましても、ただいまお話しのように、最近の情勢は非常に變つております。従つて、われわれとしても、コムの解除につきましても、積極的にいくべきであるというふうな考へておりました。ただいまいろいろ検討し、先ほどのお話のようになし、おくれはせにやるといふ考へ方ではない、もう少し積極的にやつていきたいと思います。

○帆足委員 天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず、といふのは、国内だけでなくて、國際的にも適用し得ると思ふ。保守党の諸君が、アメリカと政治的に提携して居ることを、別にわれわれが、かれこれ言ふべき筋でないかもしれせんけれども、今の時代には、武力の小さい国でも、困難

○小平委員長 次に、日本貿易振興会法案を議題とし、審査を進めます。

本案については、他に質疑はないものと認めます。これにて質疑は終局いたしました。

引き続き討論に入るわけでありまして、別に討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔議員起立〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よつて、日本貿易振興会法案を議題とし、審査を進めます。

の多い国でも、皆平等に発言して、そして平等の資格で事を行おうというのが、今日の世界の風潮だと思ふのです。小さなエジプトが、あはしてがんばつておるのも、インドが、あれほど大きな発言力を持つておるのも、それぞれ国としての誇りと見識を持つて事を行なつておることからきておると思ひますから、ただいまの大臣の御答弁のよりに、自分の国の利益を第一に考へて、そして政府の見識において事を進めていくことを、われわれは、党派を離れて期待したいわけでありませう。

コム解除のために、積極的に努力をされると言われましたが、それでは、一体どういふ手順でその努力を進めておられるか、その御努力の一端を、もう少し示していただきたい。

○前尾国務大臣 ただいま申し上げましたように、実情として、現在、今までのコムは意味をなさぬといふふうで考へておりますので、各品目について、検討をしておるのであります。これはコム会議等におきまして、積極的に発言をしていく、こゝろのことです。

○帆足委員 それから、輸出の方は、コム制限を取りはずせば、あとは、日本商品が概して国際的に割高であるといふことが、一つの障害になつておる。これは日本の石炭事情と、それから鉄鋼事情からきておる点も大きいと思ひます。原料の輸入関係をもつと合理化せねばなりませんし、そのための努力をせねばならぬのですが、当面は、大量の鋼材を輸出するかわりに、鉄鉱石、粘結炭を中国から輸入しようといふことで、近く中国から経済使節が参りまして、この問題の細目の

具体化について話し合ひ、こゝろのことになつておる事です。そこで、私どもの考えでは、中国貿易も、もちろんすべてが解決することでもありませんし、また中国貿易も、日本国民の忍耐強い努力によつて、漸次切り開いていかなばならぬ問題でありますから、問題の取り扱ひを、きわめて實際的にいたさねばならぬことは当然ですけれども、もつと話し合ひならば、よい品質の原料を、お互いの距離が近いのですから、お互いに運賃の半分ずつを利益するといつたとしても、割安の原料を安定した形で確保することができるとは、中国側が、従来のような灰分の多い悪い炭でなくて、アメリカ炭と同一品質のものを掘り、かつ選炭して持つてくる。そしてその値段も、国際的に見て割安であるといふことになれば、通産省当局は、中国からの粘結炭、鉄鉱石に、ある程度原料輸入を切りかえる御準備がもうできておるかどうか。これは見返りとして、鋼材と機械類が輸出される、原則としてパートナーですから、これでドルやポンドは要らなくなるわけです。そして日本の余剰設備でできた品物を輸出して、それによつて原料があがることができるといふので、とにかく問題は無いわけだと思ひますが、通産大臣は、これに対してどういふ見通しと、熱意を持つておられるか、伺いたい。

○前尾国務大臣 実は鉄鋼使節団につきましては、われわれとしては、輸出もさることながら、輸入の努力をしなければ、将来開けないといふことを奨励して行つてもらつたわけですね。それにつきましては、御承知のように、良質の粘結炭なり石炭を入れるといふよ

うな計画になつております。ただ、遺憾ながら、鉄鉱石なり石炭だけでは十分でない。ただいまの計画では、率直に申し上げまして、まだ少量であります。大豆等によつて補つていかなばならぬ、こゝろの計画になつております。その点につきまして、われわれは、石炭なり鉄鉱石につきましては、コマージュ・ベールに乗る限りにおいては、極力入れるといふふうに考へておりますし、大豆につきましても同様な考へで、輸出を促進するために、輸入も促進するといふ考へ方で進んでおります。

○帆足委員 従来、石炭などは、確かに中国の石炭の品質が悪くもあつたし、また相互に技術的な話し合ひとか、安定した取引を結ぶような条件も備わつていなかつたと思ひます。従いまして、今後とも、お互いに経済使節、技術使節を交換して、十分に技術上の改善や品質についても、話し合ひをすれば、現状より、はるかに改善されていく見通しがあることは明らかです。確かに、中国側も隣の国ですから、非常に有利である。一部の人は、たとへば中国から大豆が入れば、おとろふの大きさが倍になるといふような演説をしておつて、私は、これはちよつと言ひ過ぎでなからうかと思つて聞いておりましたが、そのくらの期待を持つておりましたが、中国から出すものが、案外値が高い、品質も思ひほどでないといふようなことで、多少幻滅の悲哀を感じたといふ向きもあつたと思ひます。しかし、これらのことは、やはり忍耐強く話し合つて進み、よい条件を戦い取るべきであつて、そのため、相互の理解がもつと深まれば、

日本側の希望も、立地条件が有利なことですから、次第に達せられると思ひます。大豆なども、品質換算して、アメリカの大豆、また国際的な大豆市場の値段よりも、距離が近いだけ有利である。明らかに品質換算して値段も有利であるといふことになれば、もちろん、一挙に大量のものを市場に換するといふことは、こちらの事情もあるし、また見返り貿易は、相互の問題ですから、他の国との関係もありまして、また中国の供給能力の問題もありませんから、一挙に非常識な案を立てることはできませんけれども、値段が折り合ひ、そして見返り物資とらまくマッチし、品質もよいといふことになれば、三十万トンや四十万トンまでくらしい、すなわち、日本の輸入している大豆の半分くらいまでは、中国市場に切りかえるといふような考へはありますのでしやうか。

○前尾国務大臣 ただいまのお話につきましては、全く同感でありまして、そゝろいふような考へ方で進んでおります。

○帆足委員 通産大臣から、積極的な御決意のほどを承つて、まことに意を強うする次第であります。そのうち、今度はまだ輸出に戻りまして、コムを解除することと並んで、どうしても長期にわたる貿易といふことになれば、これは単に中国だけだけでなく、東南アジア諸国においても、一般的傾向ですが、技術を輸出し、開発に協力し、またプラント輸出に協力する、こゝろの形になつてくると思ひます。プラント輸出をするとなれば、どうしても延べ払いにいたさねばならぬ。こゝろの考へのために、日本銀行

から、また適当な機関から信用を造出するといふことは、私はインフレ・ショックにはならないと思ひます。インフレといふものが、国内の通貨の増発で起るときは、それは戦争とか飢饉とか非常事態で起るのであつて、通常国民生活の向上とか、建設的な方面の金融の増加などでは、悪性インフレは原則として起らないのではないかと。国民生活が向上したからといって、てんぷらのインフレが起つたり、すしのインフレが起つたりといふことは、よほどの凶作か、飢饉か、または戦時状況でない限り起らない。そゝろすると、今日インフレの心配になる点は、何といつても、やはり国際収支の面だけだろつと思ひます。国際収支が逼迫して、原料の輸入を制限し、原料輸入に割当制をしかねばならぬといふことになる

と、どうしてもこれは日本経済を養つていく基礎原料の値段が高くなつていくわけですね。従つて、インフレと戦つて国民生活の安定を得るというところは、結局、貿易の振興をはかつて原料の輸入を案にする。そしてよい原料を安く安定した形で確保する。これが私はインフレとの戦ひの今日の眼目ではないかと思ひます。そゝろなりまして、どうしても輸出を奨励して、そゝろして原料を確保する。そのために長期の契約、またはプラント輸出、開発計画などに伴つて輸出信用の増大といふこと、延べ払いといふことは、財政上、またインフレ対策上からは、何ら憂慮すべきことではないといふことは、理論的にも実際的にも言ひ切れることではないかと思ひます。従つて、もうこの辺でばつばつ中国市場に対する信用の供与、延べ払いの活用といふことは、

準備を始めてしかるべきであつて、そのためには、たとへば輸出入銀行の資金貸し出しを、中国その他の市場にも適用してもらへばよいと思ふのです。先日、大蔵大臣の答弁では、まだそういうことは時期尚早であるというやうな御答弁があつたのです。これは、大蔵省の認識不足であると私は思ふますが、通産大臣は、それをどういうよりにお考えになりますか。

〔委員長退席、阿左美委員長代理着席〕

○前尾國務大臣 長期安定した輸出入を考へていくということは、もちろん原則として同意であります。従つて、また、民間のベースにおきまして長期契約をやらせることにつきましては、異存はないのであります。ただ問題は、債権確保の手段という問題です。何らかのそういう保証があれば、私は延べ払いも考へていつていいのじやないかと思ふますが、そういう保証が現在のところないといふところに問題がある。これは今後の推移を考へて、極力推進しなければならぬといふので、大蔵省とも話をしておるのであります。ただいま申し上げましたように、要するに問題は、債権の確保をどうするかといふことだと思ふます。

○帆足委員 中国貿易には、いろいろ特色がありまして、非常に楽な点もありませんし、なかなか困難な点も確かにありますけれども、中国側は、約束したことに対しては信用が厚いといふこととは、今日万人の認めておるところだと思ふのです。従来オーストラリア、インドに土地に、債権の焦げつきが至るところで起つておりますが、その多くは、国内政治情勢の不安定な因が

多かつたと思ふのですが、中国においては、そういう心配がないといふことは、大体すべての人が常識的に認めておるところです。あとは手続の問題であらうと思ふのです。手続の問題としては、双方に信用状を開いて取引をしておるのですから、向うの中央銀行なり為替銀行なり、または貿易促進委員会なりが、そういう取引について、保証に当るといふよふなことは、何らかの技術的方法はあらうと私は思ふのであります。従つて、通産省当局としては、中国貿易増進の見地から、そしてプラント輸出等の振興は、インフレーションには、現段階では、なるおそれはない、逆に国際収支を好転させることによつて、インフレ防止になるといふかたい見通しがおありになるならば、それらのことの技術的検討に、直ちに着手してしかるべきだと思ふのですが、そういう積極的態度をおとりになる気があるかどうかといふことを、何つておきたいと思ふます。

○前尾國務大臣 中国が信用が厚いといふ点については、私は別に異議を保持していません。しかし、ただいままでのいろいろな焦げつきが起りました。国々を考へましても、当初は、みな正常に取引が行われた。それがある段階において、外貨の不足といふよふな点から、焦げつきになるといふよふな問題が起つておるわけでありまして、従つて、やはり債権確保につきましても、慎重に考へていくべき問題だと思ふます。従つて、ある程度技術的に解決し得る面もあるのではないかと、実は積極的にいろいろ検討し、話し合ひもしておるのであります。

○帆足委員 通産大臣の方で、積極的にそういう方向には賛成するといふのであるならば、民間におきましても、また専門的な見地から、この問題を積極的に研究いたして協力いたしますから、そういう積極的態度で、一つ政府も善処していただくことをお願いしたいと思ふます。

また、ポンド貨の前途に対して、現在不安は薄らいでおります。保証制度が行われておりますが、これも、中国市場には適用してない現状のように聞いております。こういう点も、共産圏に対しては適用するようにしていただきたいと思ふますが、通産大臣は、どういふふうにお考えになりますか。

○前尾國務大臣 為替損失その他の問題につきましても、これは延べ払いと関連した問題であります。みなあわせて検討しておるわけでありまして、検討しておるといふことであつて、これを短期間にてきば解決していこうといふお考えがあるのかどうか。ただいまの御答弁では、明確を欠いておるよりに思ふますが、必要に応じて、時期を失しないよりに解決していかれるといふお考えで研究しておるのかどうか、その点をさらに確かめておきたい。

○前尾國務大臣 私としましては、積極的にいろいろな大蔵省とも話し合ひをしておるのであります。ただ見通しがつかぬ場合におきまして、私の答弁としては、これ以上のことを申し上げるわけにいかぬといふわけでありまして、

かりましたけれども、大蔵省との関係において、まだ見通しがつかない。これは、大蔵省といふものは、元来、非常に保守的な場所ですから、これを啓蒙して、そして教育して、そして正しい方向に踏み切らせることが、通産省の任務だと思ふますから、どうか大蔵省に対しては、強く折衝していただきたいと思ふます。

最後に、今度通商代表部が相互に設置されるよふになれば、いろいろな問題についての話し合ひも、非常に楽になります。通商代表部ができましたときに、これは民間の機関でありますけれども、責任ある機関として話し合ひ相手になり得ると思ふのですが、通産省当局の事務関係の方々も、専門家として、代表部の人たちに、用件によつては会つてもらつたら、私は工合がいいと思ふのですけれども、この程度のこととお考えになっておるのかどうか、伺いたいと思ふます。

○前尾國務大臣 外交上の問題とか、そういうことでありません。商売の關係におきまして、いろいろ御相談があれば、われわれといたしても、十分お話ししてけつこうだと思ふます。

○帆足委員 貿易取引上の問題であれば、すなわち商売の問題であれば、役所の諸君も必要に応じて気持よく接触を保つと言われる御答弁で、大へんけつこうだと思ふます。なお、それと並んで、今次外国人登録法の改正によつて、外国からの滞在客は、指紋をとらない期間が一年といふことに延びましたので、そのなりやうと、必要に応じて、政治上の問題でなくて、純粹の貿易、経済、技術上の問題で、中国の他の国々から日本を訪れることも、

大へん円滑になつて参つたと思ふのです。そういう場合に、問題がはつきり電源開発とか、プラント輸出とか、農業機械の研究とか、そういうきわめて實際的な問題で、社会主義圏からお客さんが参りますとき、通産省の方では、やたらにそれを制限したり、引き延ばしたりするよふなことは、今後はもうなからうと存じますけれども、それについての大臣の御意見を伺つておきたい。

○前尾國務大臣 通産省としましての仕事につきましても、これは別に妨げる必要はないと思ふます。法務省の問題とか、あるいは外務省の問題になりますと、これはいろいろ別個の観点があると思ふますが、われわれとしましては、純粹な経済なり貿易の問題につきましても話し合ひするのは、先ほどから申し上げておるよふに、何ら差しつかえないと思ふます。

○帆足委員 最後に、前国会で輸出入取引法の改正の問題が起りましたときに、われわれは、付帯決議をもつて、政府に警告を發してあるわけでございます。それは共産圏との貿易につきましても、不当競争といふよふな事態は、まだあまり起つていないよふに聞いておりますけれども、足並みをそろえなすために、公正合理的な立場から話し合ひをするとか、またメーカーの意思の統一をして参るとかいうことは必要でありますけれども、いわゆる窓口を一つにして、一商社だけに取引をさせるとか、一つの国策会社を作つて全部縛つてしまふとかいふよふなことは、実情に即しない。このことは、ソ連貿易の問題でも、河野さんが意味しておつたことは、どういふ意味か知りま

せんけれども、窓口一本化という問題で、ソ連の方とも意見のそごを来たしまして、そのために、貿易交渉上の時間を空費した点があったと思うのです。不当競争を防いで、秩序のある貿易が業種によって必要であるということは、何人も異論がないことで、そのために、現在、通産省関係の中国貿易では、メーカーまたは貿易商が十社とか二十社、あるいは三十社が、それぞれ懇談会などを作りまして、そして輪番幹事を置きまして、比較的秩序のとれた共同の仕事をしておるように聞いております。今日の段階では、前国会の決議の趣旨にもかながみまして、私はそういう方式がよからうかと思っておりますのでございますが、政府側としては、特定の商品の取引を、一社でやらせるとか二社でやらせるとか、そういうよりなかなかいお考えは、もはや今日では持っていないと思えますけれども、行政指導に当って、どういう方式がいいかと今日お考えになっておりますか、この点を伺っておきたいと思えます。

○前尾国務大臣 いわゆる窓口の一本化とか、あるいは公団とかいう点については、われわれ全然考えておりません。ただ、現在におきまして、そういうことは申し上げませんが、過当競争は、あくまで排除しなければなりません。過当競争につきましては、一般にとっておりますように、各業種の自主的な規制を、ぜひ強力にやっております。これは一般原則であります。その一般原則に従って、過当競争を排除し、秩序ある取引をやってもらいたいという方針で進んでおります。

○帆足委員 けっこうです。

○内田委員 関連して。通産大臣と通商局長がおられますから、簡単に尋ねたいのでありますが、最近米国の日本の中小企業等の製品の輸入制限、あるいは関税率の引き上げに関連いたしまして、日本側でも、自主的に輸出の調整をするとか、あるいは数量制限をするとかいうことで対処しておられることは、私はまことにけっこうだと思っておりますが、最近、私がアメリカから来た弁護士と、いろいろ話をいたしました際に、このアメリカの弁護士が、このことを指摘しまして、今の日本の計画は、まことにけっこうであるけれども、やり方いかんによっては、米国の独占禁止法にひっかかって、せっかく日本側が自主的にコントロールして持っていた案が、またそれでまたたすようなことが起る可能性があるにしもあらずであるから、そのところは十分検討を加えて、米側と事前打ち合せをしてほしいという話であります。通商の問題がちょっと問題になりまして、このことをお耳に入れておくわけでありますが、日本の政府としても、御承知か、あるいは対案がございだろうかと思っております。遺憾なきようにお願いしたいと思います。御答弁は要りませんが、あるいは何かのお話がありましたら……

○前尾国務大臣 こちら側で規制をやる点につきましては、何ら向うの独禁法にひっかかるわけではないのです。向うである業者を指定してやるとか何とかいふことになると、独禁法にひっかかってくるわけです。その点は十分注意してやっております。私、もちろんそう思っておりますが、ただ、こちらのカ

ルテルの作り方、それに関連する価格のきめ方、向うへの商品のアロケーションに関連して、こちらでそういうカルテルを作つてやる場合にも、向うのやり方いかんによっては、向うの独禁法にひっかかる場合がある。そこは非常に微妙であるから、こつちで案を作つた場合には、日本の在外公館、出先の機関と打ち合せてやらないと、事が行つたり戻つたりして、妙に紛糾することを心配するのだということ、アメリカの弁護士が言つておつたのでありますから、その点は十分……

○松尾(泰)政府委員 ただいまのお尋ねに関連しまして、ちよつと大臣の御答弁を補足して申し上げますと、日本の法域下におきます輸出数量、価格、品質の統制は、別段アメリカの独禁法にはひっかからないのであります。ただ、かつて一つそういうケースがあつたのでございますが、日本の輸出調整を、より効果あらしめるために、アメリカ側における輸入業者といひますか、荷扱い人を指定するとか、あるいはその指定をするとか、要するにアメリカ法域におきます輸入業者の取扱量の規制するといふようなやり方をやりまして、実はアメリカの独禁法にひっかかつた例があるわけでありまして、多分そういうことかと思えます。われわれも、十分心得まして、問題の起らないように善処しつつあるわけでありまして……

○阿左美委員長代理 本日はこの程度にとどめます。次会は明十三日午前十時より開会することにし、これにて散会いたします。午前十一時五十九分散会

〔参照〕
合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)に関する報告書
企業合理化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕